

(関係団体の長) 様

山口県健康福祉部薬務課長

新型コロナウイルス感染症の予防接種実施体制における  
薬剤師の兼務許可の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため、総力を挙げてあらゆる対策に取り組むことが重要と考えているところです。

このような中、昨日、国内初となる新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「新型コロナウイルスワクチン」という。)が承認され、これからワクチン接種が本格化される見込みです。

今後、自治体や医療機関から薬剤師に対し、新型コロナウイルスワクチン接種に関する業務等についての協力依頼が寄せられることが想定されます。

については、薬剤師の兼務許可について、下記のとおり取扱うこととしましたので適切な対応をお願いします。

なお、本取扱いについては、今般の全国一斉ワクチン接種に係る臨時的・特例的なものであることに留意願います。

おって、貴会員への周知について、併せてお願いします。

記

○次の業務については、兼務許可手続きは不要とする。

ただし、管理者として管理する薬局等の業務に支障がないこと。

- ・自治体から依頼されるワクチン接種に係る相談窓口業務
- ・自治体や医療機関から依頼される集団接種会場等でのワクチン接種補助業務

【関係法令】

- ・ 医薬品医療機器等法第 7 条第 3 項
- ・ 医薬品医療機器等法第 2 8 条第 3 項
- ・ 医薬品医療機器等法第 3 5 条第 3 項
- ・ 医薬品医療機器等法第 3 9 条の 2 第 2 項
- ・ 医薬品医療機器等法第 4 0 条の 6 第 2 項